

時の流れに埋没する
ひたむきな祈りに耳を澄ませば
彼方から聴こえる
賛美歌のうたごえ…

九州のキリスト教シリーズⅠ

信仰とその証

— 島原・天草の乱と天草四郎 —



九州のキリスト教シリーズⅠ

信仰とその証

— 島原・天草の乱と天草四郎 —



2009

6.20_土~7.31_金

西南学院大学博物館

西南学院大学

ごあいさつ

日本におけるキリスト教の位置付けを一転させた事象として、島原・天草の乱は大きな意義をもっています。それは同時に、領民により行われた幕府に対する地域をまたいだ大規模な抵抗形態で、江戸時代を通じてあまり類をみません。他方、江戸幕府からすれば、自らの統治権を一層強化するとともに鎖国体制を加速する契機になりました。そして、今後の幕府の宗教政策を対外的に示す機会にもなりました。

島原地方は、有馬晴信などキリシタン大名の存在もあって、キリスト教にゆかりの深い地域です。島原の人たちは、キリスト教を拠り所とし、天草地方の人たちを取り込みながら大規模なものにしていきました。島原・天草の乱を起こすに至った背景には、幕府の禁教政策下においても、民衆によって密かに保持されたキリスト教が土壌にあったのでした。それゆえに、当時のキリスト教信者たちにとっては、自らのアイデンティティーを守るための戦いでもありました。

本展覧会は、「九州のキリスト教シリーズ」の第一弾として、島原・天草の乱の舞台となった島原地方を取り上げたものです。今回、島原の人たちがキリスト教を信仰していた様子を伝える資料のほか、原城跡発掘の最新成果を語る出土遺物、さらに、江戸幕府の宗教政策を示す資料を多数展示することができました。本展覧会を通じて、島原・天草の乱の実像と、当時のキリスト教徒の信仰形態を再認識していただければと考えております。

結びとなりましたが、本展覧会開催にあたり、ご協力、ご支援賜りました島原市、南島原市に対しまして、衷心より御礼申し上げ、ご挨拶と致します。

2009(平成21)年6月20日

西南学院大学博物館
館長 高倉 洋彰

開催趣旨

1637(寛永14)年に勃発した「島原・天草の乱」。この拠点となった原城には、島原一帯に居住していたキリシタンたちが、立て籠もり、幕府勢力に抵抗した。翌年2月末に鎮圧されるまでの間、天草四郎時貞は若年ではありながら、首領として一揆勢を取りまとめ、これを指揮した。近年、島原・天草の乱は、発掘成果などによりその性格が再検討され始めている。本展覧会では、こうした近況にしたがい、島原におけるキリスト教の信仰形態とその代表的な歴史事象である「島原・天草の乱」の実像に迫っていく。また、その後、展開されたキリスト教政策についても取り上げ、島原半島におけるキリスト教信仰の姿や、島原・天草の乱後の幕府禁教政策に至るまでの過程を紹介していく。本展覧会を通じて、当時の信仰のありのままの姿を感じていただければ幸いである。

－九州のキリスト教シリーズ開催にあたって－

1549(天文18)年にフランシスコ・ザビエルが来日するにともない、日本にキリスト教がもたらされると、新たな文化創出があった。キリスト教は、これまでの日本固有の文化、習俗に融合しながら定着していき、多くの日本人に受け入れられていった。これが、日本人の芸術的昇華を生み出し、文化的にも精神的にも飛躍を遂げることになる。また、当時の権力者が、積極的にキリスト教を受容したことが、キリスト教繁栄の足がかりとなり、地域によってはキリシタン大名が出現するまでに至った。

しかし、江戸時代になるとキリスト教の地位も一転することになる。その大きな転機となったのが、島原・天草の乱であり、これを機に日本はキリスト教の信仰を禁じる政策を展開した。多くのキリシタンは棄教したが、なかには潜伏形態によって信仰を固持するものもあった。寺請制度、踏絵など多くの宗教政策が実施されるなか、キリシタンたちは不遇な時代を過ごすことになったのである。こうした江戸幕府の宗教政策は、倒幕後の明治政府にも一部引き継がれていった。

1873(明治6)年にキリスト教禁制の高札が撤廃されたことで、ようやくキリスト教の信仰が公認される。ザビエル来航から、約325年の長い年月は、キリスト教にとって栄華と衰退という相対する時期であり、そして日本人にとっても、歴史、文化、思想面においても転機となった時代だったのである。

日本におけるキリスト教史には、光と影の部分があり、そして各地域に根ざした歴史や文化などが今日にも脈々と受け継がれている。本シリーズは、九州各地に伝わるキリスト教文化に焦点をあて、当時の日本人がいかにキリスト教を受容し、信仰していたのか。その実像に迫るとともに、今日の日本人に与える意義を考えていく機会になればと考えている。

目次

ごあいさつ

西南学院大学博物館 館長 高倉 洋彰	2
開催趣旨	3
凡例	4
島原藩と島原・天草の乱	5
I. 島原におけるキリスト教信仰	6
コラム I 信仰と拷問	9
II. 島原・天草の乱	10
コラム II 禁教とその背景	17
III. 乱後の禁教政策	18
コラム III 島原の復興と高札撤去	21
IV. 発掘遺物が語る原城の姿	22

論考

寄稿「島原天草一揆の矢文」	
早稲田大学教育・総合科学学術院 准教授 大橋 幸泰	29
「島原・天草の乱前後における江戸幕府禁教政策」	
西南学院大学博物館 学芸員 安高 啓明	32
年表	36
出品目録	38
謝辞・講演会・参考文献	39

凡例

- ◎本図録は、平成21年6月20日(土)から7月31日(金)にかけて、西南学院大学博物館特別展「九州のキリスト教シリーズI 信仰とその証—島原・天草の乱と天草四郎—」開催にあたり、作成したものである。
- ◎図版番号は出品目録番号に対応するが、展示順番とは必ずしも一致しない。
- ◎本図録の資料解説は、安高啓明(西南学院大学博物館学芸員)が行ない、英文翻訳は中松沙織(西南学院大学大学院国際文化研究科博士前期課程)が行なった。
- ◎本図録掲載年表は、貞清世里(西南学院大学大学院国際文化研究科博士後期課程)、早瀬遼子(西南学院大学大学院国際文化研究科博士後期課程)、平川知佳(西南学院大学大学院国際文化研究科研究生)、下川大智(西南学院大学大学院国際文化研究科研究生)、吉村陽子(西南学院大学大学院国際文化研究科博士前期課程)、小林史奈(西南学院大学大学院国際文化研究科博士前期課程)が行なった。

島原藩と島原・天草の乱

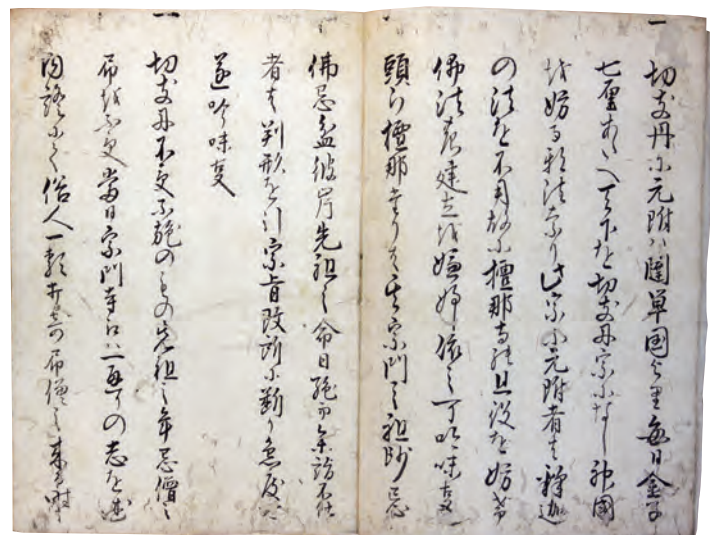
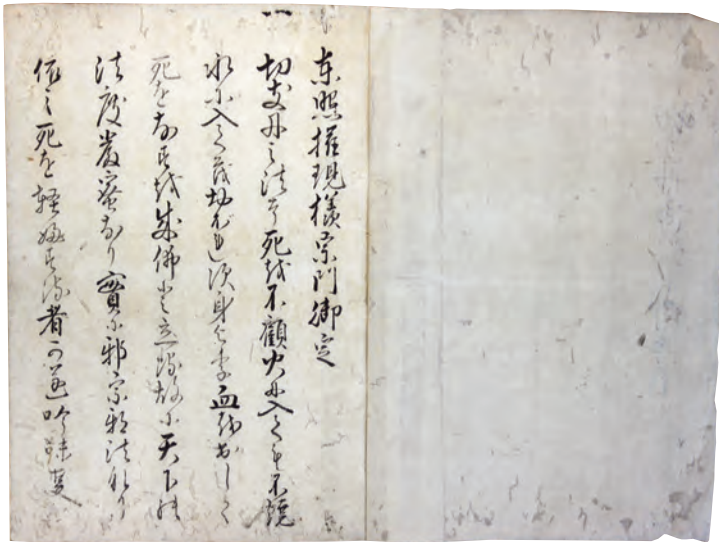
島原藩は、中世以来の伝統的領主有馬氏が治めており、初代の晴信は、キリシタン大名としてよく知られている。有馬氏は海外貿易を盛んにおこなって富を築くが、1612(慶長17)年3月に長崎奉行長谷川左兵衛藤正を謀殺しようとしているなどと嫌疑がかけられてしまう。その結果、有馬晴信は甲斐国に配流となり、島原藩を改易、さらに切腹が申し渡された。晴信の配流後は、その子、直純が跡を継ぐが、1614(慶長19)年に日向国都城に転封され、松倉豊後守重政が入部した。松倉重政は、島原城の築城にあたって、貢租を引き上げるなど苛政をおこなった。また、松倉氏は徹底したキリシタン弾圧を断行し、雲仙地獄でおこなわれた拷問は、キリスト教信者にとって過酷を極めた。

こうした状況のなかで、1637(寛永14)年に島原・天草の乱が起こる。島原・天草の乱は、幕府はもとより、九州諸大名を巻き込んだ大きな乱へととなった。また、オランダも幕府側として参戦するなど、対外的に大きな「戦」となったのである。益田四郎時貞を首領にすえ原城に立て籠もった一揆勢は、約3万人から4万人ともいわれ、幕府軍約12万人に抵抗した。籠城した者たちには、キリスト教信者が多く、鉛を鑄造して十字架を製造する者もいた。島原・天草の乱は、当時のキリスト教信仰の形が集約されたものであり、禁教政策に抵抗したその姿を垣間みることができる。天草四郎というカリスマ的な存在のもと、籠城者たちはキリスト教的結合により団結していたのであった。

乱の鎮圧後は、鈴木三郎九郎重政が代官として、島原半島の農村の建て直しを図っていく。また、高力撰津守忠房が領主となったことにより、島原藩は復興、整備されていった。ほかの地域と同様、島原藩でも幕府により宗門改や踏絵などの宗教政策が実施されていった。島原・天草の乱を機に確立された寛永鎖国令を背景に、キリスト教の禁教政策は粛々とおこなわれていったのであった。

島原におけるキリスト教信仰

豊臣秀吉により伴天連追放令が出されるなど、禁教政策が実施されていたが、実質的に、キリスト教は九州各地に根付いていた。秀吉の禁教政策は、徳川家康にも引き継がれており、全国的にキリスト教禁制の法度が発布されている。しかし、島原藩は、キリシタン大名である有馬晴信以来キリスト教に帰依する者が多く、一大拠点となっていた。有馬氏のあと領主となった松倉重政の支配下においても、多くの領民がキリスト教を信仰していたのであった。



1. 東照大権現様宗門御定書

1613(慶長18)年5月
島原城(島原市)

キリシタン禁制に関する法令を一つ書で記している。表紙には「切支丹御改之御條目」とある。東照大権現とは、徳川家康のことで、朝廷から与えられた神号である。このなかでキリスト教は、神國を妨げる邪法とされ、彼岸や先祖の命日などに参詣しない者は、宗門改所で吟味することが規定されている。

Deree prohibitive Christianity

This law was issued by Tokugawa Ieyasu.



2. キリシタン鍔

島原城(島原市)

キリシタンのなかには、キリスト教を象徴する図像を刀の鍔に拵えるものもいた。十字架の図像はその代表的なもので、これらの刀にもその様式がみとれる。

Tsuba (sword guards) with Christian symbols

Some Christians engraved Christian symbols on their *tsuba*. The cross was one of the most popular symbols.



3. 象牙製マリア像、キリスト像

島原城(島原市)

キリスト教信者がもっていたマリア像とキリスト像。信仰の対象としてかくれキリシタンが所持していたものと思われる。

Small statue of the Virgin Mary

People kept images of the Virgin Mary as objects of faith.



4. マリア観音像

島原城(島原市)

禁教政策下において、マリア像が入手できないキリスト教徒は、観音像を聖母マリアと見立てて信仰の対象としていた。そのため、「マリア観音」と呼ばれる。江戸時代のかくれキリシタンの信仰形態を示す資料としてよく知られる。

Mary Kannon

Under the decree of prohibiting Christianity, images like these were made as objects of devotion.



5. メダイ

島原城(島原市)

メダイは信仰の拠り所として信者に携帯されたもので、日本人キリシタンもこれを身につけていた。図像にはキリストやマリア、十字架などとともに、象徴的な銘文などが表裏に刻まれている。

Medallions

Images of Christ, the Virgin Mary, and the cross were carved on medallions which the Japanese Christians wore.



6. ロザリオ

島原城(島原市)

ロザリオは、キリシタン用語で「コンタツ」とも呼ばれる。「ロザリオの祈り」の繰り返しの数を確認するための数珠である。この資料は、慶長時代から口之津地方の信者が持っていたと伝えられているものである。

Rosary

Rosaries were called "Kontatsu" by the Japanese Christians. These beads were used for counting the number of times a prayer was said.

コラム I 信仰と拷問

1579(天正7)年、有馬晴信が夫人とともに洗礼を受けると、この年に領内で洗礼を受けた者は、4,000人に及んだ。また、有馬領に日本初の西洋式中等教育機関のセミナリヨが設けられると、西洋音楽や横文字などが教えられ、さらにオルガンも製作された。こうした状況も、有馬晴信が岡本大八事件により、処罰を受けたことによって一変する。家督を継いだ有馬直純は、徳川家康がキリシタン禁令を出したことで、自らも棄教し領民にも転宗を強要した。しかし、生まれながらのキリシタンたちには簡単には受け入れられず、家臣の多数もキリシタンのままであった。そこで、1613(慶長18)年、直純は三人の重臣と妻子を焚刑に処分して、幕府や長崎奉行の要請に応えた。その後、有馬直純が延岡に転封され、松倉重政が島原藩主になると、キリシタン弾圧は一層厳しくなってくる。雲仙地獄の熱湯責めを考案した重政は、1627(寛永4)年に内堀作右衛門ら16人に対してキリシタン責めをおこなっている。その後も行なわれた雲仙地獄での拷問により、多くのキリシタンが命を落としている。この光景は、モンタヌス著『日本誌』に「地獄」という画題で残されるほどで、当時のキリシタン弾圧の厳しさを伝えている。

西南学院大学博物館学芸員 安高 啓明

島原・天草の乱

1616(元和2)年に松倉重政が島原に入部すると、日野江城、原城を廃し、あらたに島原城(森岳城)が築かれ始めた。重政は城普請にとともに、民衆に多くの課税を強いるとともに、キリシタン弾圧を行っていた。こうした状況のなかで、1637(寛永14)年10月25日、有馬村代官林兵左衛門が村人に殺害されたことを機に、天草地方を巻き込んだ一揆へと発展した。彼らは益田四郎時貞(天草四郎)を首領にすえ、宗教的結合のもと原城に立て籠もり幕府軍に抵抗した。オランダも幕府軍に加勢するなかで、1638(寛永15)年2月末の総攻撃を受けて乱は終結を迎えた。



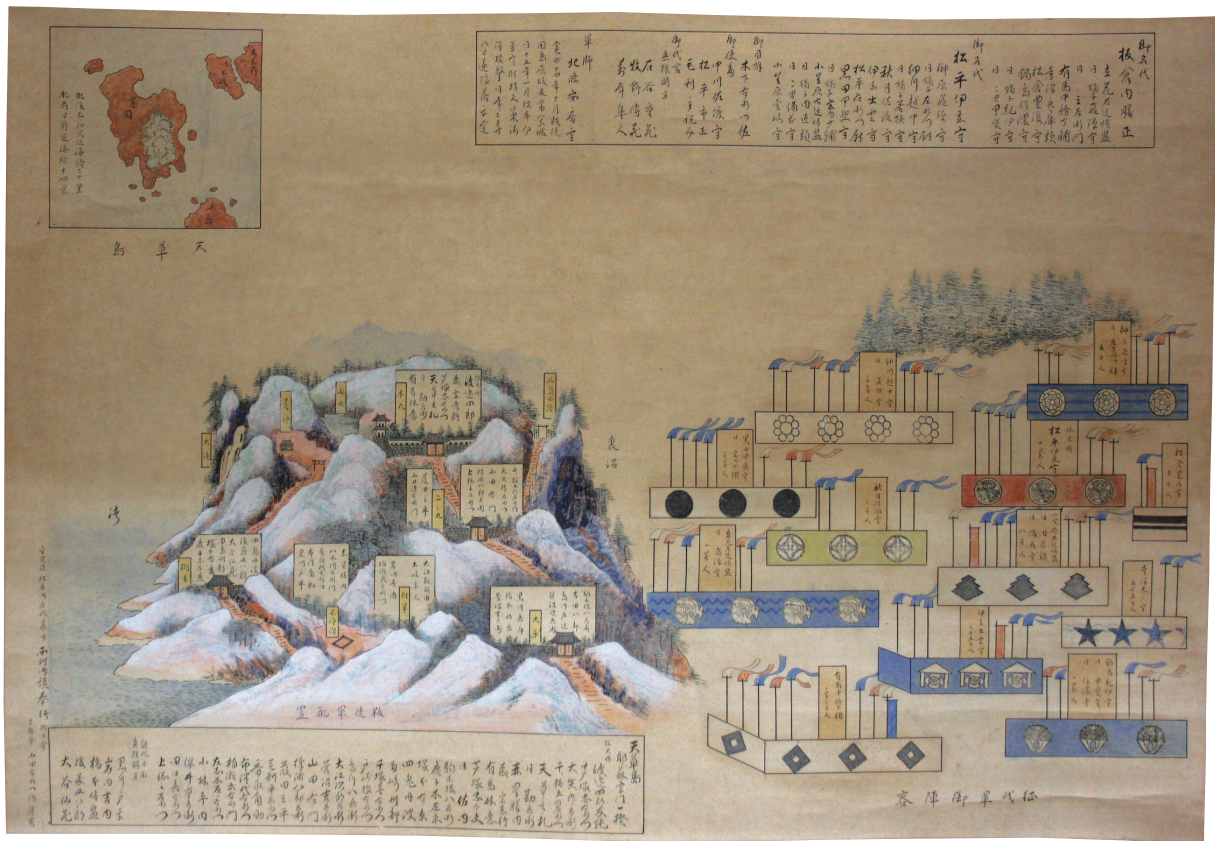
7. 天草四郎肖像

1929(昭和4)年
島原城(島原市)

日本画家の勝田哲(1896～1980)の作品で、1929年の第10回帝展で特選となった。画題の益田四郎時貞(天草四郎)は、天草の大矢野村の出身といわれる。熊本や長崎で学問を修めていた人物で、武士の風格を持った知識人とされる。島原・天草の乱で首領となるほど、カリスマ性をもっていた。乱が鎮圧されると、四郎の首は長崎でも晒された。

Portrait of AMAKUSA Shiro

Masuda Shiroutokisada was born in Amakusa. He is famous as the leader of the Shimabara-Amakusa Rebellion.



8. 天草一揆軍陣営図

江戸時代
島原城(島原市)

山田右衛門作が描いたものと伝えられる。原城の大手門や二丸、本丸などの人員配置や、西国大名の家紋入幔幕に兵数も記されている。本資料により、一揆軍と幕府軍の陣容や参戦した主要人物がわかる。

Encampment around the Hara Castle

Painted by Yamada Uemonsaku, this picture shows the battle formation of the rebel army and the Shogunate troops.



原城本丸部分拡大



[参考] 原城跡写真

原城は海岸に突き出した標高31mの丘陵に築かれた。本丸・二ノ丸、三ノ丸などがあり、三ノ丸の東側に大手門があった。



9. 鉛弾

江戸時代前期
南島原市教育委員会

原城跡から発掘されたもの。原城総攻撃時の砲撃の様子を伝えるものである。

Cannonball

This large cannonball was excavated from Hara Castle.



10. 鉄砲弾

江戸時代前期
南島原市教育委員会

火縄銃の弾と思われ、原城跡からは多数発掘されている。

Bullets

Many matchlock bullets were excavated from Hara Castle.

11. 鉄砲弾(着弾痕)

江戸時代前期
南島原市教育委員会

火縄銃の弾が着弾して潰れたものと思われる。
当時の戦渦の様子を垣間見ることができる。

Smashed bullets



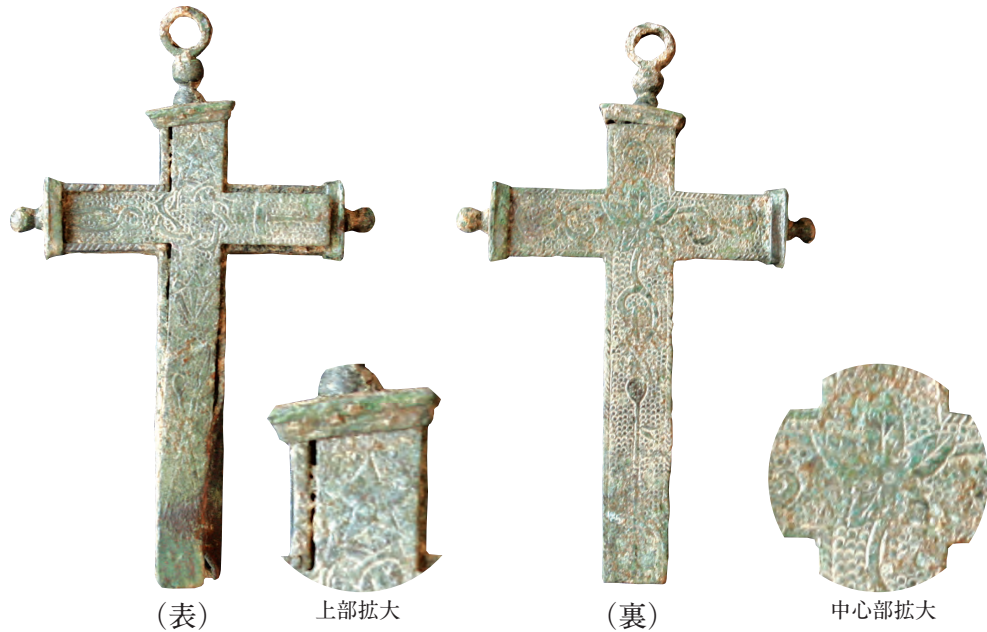
12. 十字架

江戸時代前期
南島原市教育委員会

十字架の縦横軸に大小との膨らみをもって作られている。縦横交差するところには、球状になっている。十字架の下方に穴が開いており、「逆さ十字架」として作られたものと思われる。

Cross

As there is a hole in the lower part of the cross, it seems that it was made as an "Inverse Cross".



13. 十字架

江戸時代前期
南島原市教育委員会

聖遺物容器の十字架である。両面ともに背景には魚子模様が細工されている。表には星、茨冠、釘貫、金槌、3本の釘槍、先端に葡萄酒を染み込ませた槍などの受難の道具、裏には葛状の植物が描かれている。

Reliquary Cross

Images of connected with the Passion were carved on the front and ivy was carved on the reverse.



14. 十字架

江戸時代前期
南島原市教育委員会

鉛製の十字架で、原城に籠城した者たちが作ったものと思われる。籠城した一揆勢のものたちは、火縄銃の玉を溶かして十字架を作り、結束を強めていった。鉛製の十字架は、原城本丸から人骨とともに数多く出土している。

Cross

This cross was made by people on the rebel army's side. They made it by melting matchlock bullets.



15. 十字架

江戸時代前期
南島原市教育委員会

鉛製の十字架で、「逆さ十字架」の形態をなしている。即席の十字架で、一揆勢は結束を強めるために籠城する者たちに配布したといわれる。

Inverse Cross

Crosses such as this one were issued to the rebels as a sign of their solidarity members against the Shogunate army.



16. 十字架

江戸時代前期
南島原市教育委員会

鉄砲の弾を平らに引き伸ばし、そこに十字架をかたどっている。製作途中なのか不明であるが、鉛製の十字架のなかで、この形で出土しているものは珍しい。

Cross

The cross was carved on a flattened out bullet.



(表)



(裏)

17. メダイ

江戸時代前期
南島原市教育委員会

メダイは、キリスト教を象徴する図像がモチーフとなる。本資料は、表にフランシスコ・ザビエル、裏にイグナチオ・デ・ロヨラが刻まれている。

Medallion

The image of Francisco de Xavier was carved on the obverse side of the medal, and Ignacio López de Loyola on the reverse side.



(表)



(裏)

18. メダイ

江戸時代前期
南島原市教育委員会

原城跡から出土したメダイのひとつで、表にはキリスト、裏に聖母が刻まれている。

Medallion

This medal was excavated from Hara Castle. The image of Jesus Christ was carved on the obverse side and the Virgin Mary was carved on the reverse side.



19. メダイ

江戸時代前期
南島原市教育委員会

信仰の拠り所とされ信者に所持されたメダイには箱型のももあった。聖遺物を納めるために作られたものと思われる。

Medallion

This box-style medallion was made as reliquary.



21. 花十字紋瓦

江戸時代前期
南島原市教育委員会

十字の四方の先端が花びら状に開いた模様を「花十字」といい、キリスト教関連施設の屋根によく使われた。花十字紋瓦は長崎市を中心に出土しているが、キリシタン大名の居城から出土したのは初めてである。当時の信仰の足跡を伺い知ることができる。

Roof tile with "flower cross" design

Petals are depicted on each of the four tips of the cross.



20. ロザリオの珠

江戸時代前期
南島原市教育委員会

原城跡からはロザリオの珠も出土している。ガラス製のものが多く、原城に籠城していたものがロザリオを身につけていたものと思われる。

Rosary Beads

Many of the rosaries excavated from Hara Castle were made of glass. Those were worn by the people who besieged the castle.



22. 指輪

江戸時代前期
南島原市教育委員会

原城から発掘された指輪で、ふたつの環を組み合わせたものと扁平状の環のものである。2連の指輪のひとつには、縄目の模様が入っている。

Ring

A double ring excavated from Hara Castle.



23. 鯨瓦

江戸時代前期
南島原市教育委員会

鯨の頭部にあたり、左右側面の口部には、ノコギリ状に線刻してある。鯨は龍に似た想像上の生き物で、防火のまじないとして城郭に使用された。

Decorated tile of *shachihoko*

A roof tile in the shape of *shachihoko* for protection against fire.

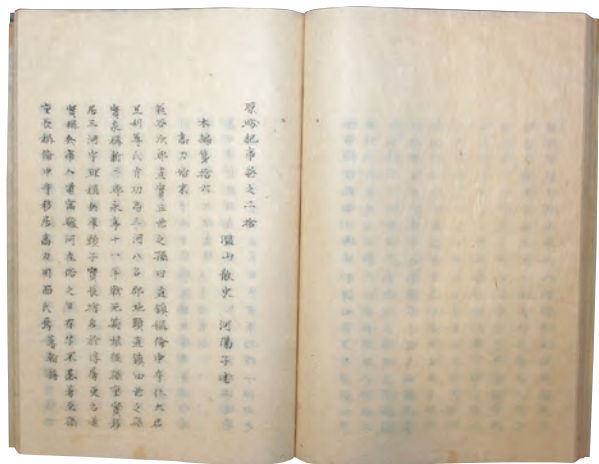
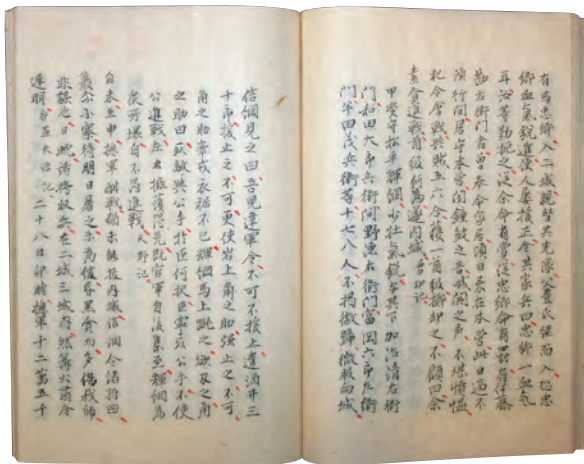
コラムⅡ 禁教とその背景

島原・天草の乱が鎮圧されると、幕府による禁教政策が強まってくる。この頃のキリシタン禁制に従事した人物のひとりが、島原・天草の乱で島原にも着陣し、後に宗門改役を務める大目付井上筑後守政重である。井上政重は、寛永鎖国令の成立にあたって、紅毛人との混血人を日本国外に退去させたり、平戸オランダ商館の破壊などを行なっている。また、長崎奉行馬場三郎左衛門利重とともに排耶活動を展開し、仏僧による教化活動の促進に努めている。井上政重のキリシタン政策は、これまで行なわれてきたような苛酷な弾圧を行なうものではなく、処刑の回避と転宗の促進を目的としていた。馬場利重とおこなった仏僧による教化活動もその一環と位置付けられ、これまでの弾圧政策からの転換を図ったのである。この背景には、寛永鎖国令に定める国外のキリスト教徒との交渉を断たせるなど、キリスト教禁制によって、キリスト教徒を「追々」(将来的に)消滅させようという意識があった。島原・天草の乱に関わった井上政重だからこそこの政策といえ、幕閣においても島原・天草の乱が与えた影響は、非常に大きかったのである。これを示すように、島原・天草の乱について記した江戸時代の書物は多い。当館所蔵の「原城紀事」もそのひとつであり、島原・天草の乱の戦況の様相を伝えている。

西南学院大学博物館学芸員 安高 啓明

乱後の禁教政策

島原・天草の乱が終結すると、島原城に高力忠房が着任した。譜代大名である高力忠房を移封したのには、徳川家光の期待と信用のあらわれであろう。こうしたなか、高力氏は荒廃した島原領内を建て直し、幕府の政策を断行していく。宗門改や寺請制度が実施されるなど、身分を問わず幅広く行われた。こうしたキリスト教禁制は、明治政府の政策にも引き継がれ、太政官布告などによって徹底された。



24. 原城紀事

1846(弘化3)年
西南学院大学博物館

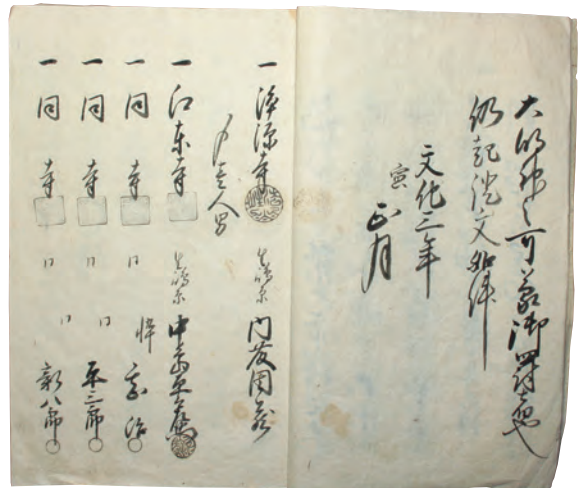
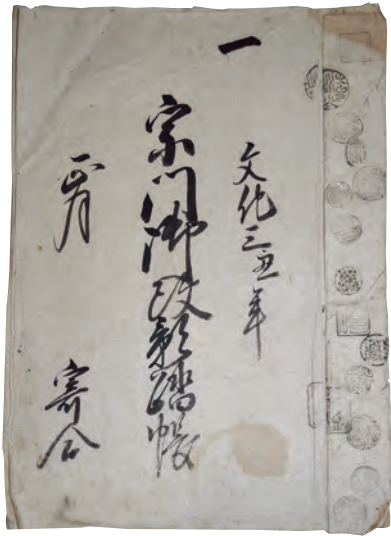
河北温山が記したキリスト教関係資料で、「天教之害」や「原城興廢」、「天草紀略」などを収める。島原・天草の乱の様子が詳しく記されており、幕府軍や一揆軍の軍勢や兵数に至るまで記録されている。

Records of Hara Castle

A document recording the number of people in Shogunate troops and rebel army.

原城紀事目録

卷之一	前編第一	天教之害上	卷之十一	本編第七	賊襲原城
卷之二	前編第二	天教之害中	卷之十二	本編第八	諸將圍城
卷之三	前編第三	天教之害下	卷之十三	本編第九	元日攻城
卷之四	前編第四	天教之禁	卷之十四	本編第十	信綱計略
卷之五	本編第一	原城興廢	卷之十五	本編第十一	賊夜所官營
卷之六	本編第二	天草紀略	卷之十六	本編第十二	原城陥
卷之七	本編第三	草賊凶不軌	卷之十七	本編第十三	死傷名氏
卷之八	本編第四	有馬之乱	卷之十八	本編第十四	寺澤始末
卷之九	本編第五	賊圍富岡	卷之十九	本編第十五	松倉始末
卷之十	本編第六	幕議	卷之二十	本編第十六	高力始末



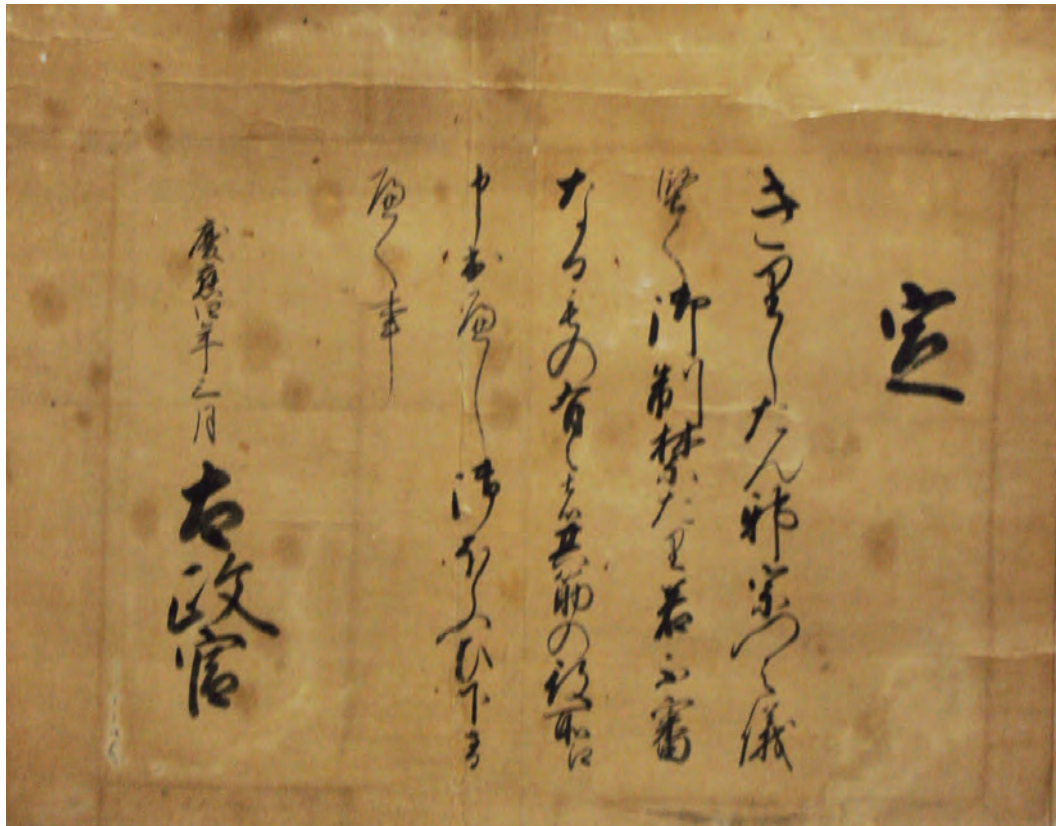
25. 宗門御改影踏繪帳

1784(天明4)年～1863(文久3)年
西南学院大学博物館

キリシタン宗門ではないことを証明するために作成されたもの。本資料は島原藩の武家やその家来の宗門改帳で、文化年間には「寄合」、1833(天保4)年には「宗門方」が作成している。宗門方は町奉行配下の町方役人で、文化年間(1804～1818)にはその職制が確認できる。また、1806(文化3)年の本資料には、「紙踏絵」の雛形と思われるものが挿入されている。紙質も他と異なることから編纂時に収められたと考えられる。

Document with the name of apostates

People has to walk on Christian Images to prove they weren't Christians.



定

きりしたん邪宗門之儀
 堅く御制禁たり、若不審
 なるもの有之者其筋の役所江
 申出へし、御ほふひ下さる
 へく事

慶應四年三月 太政官

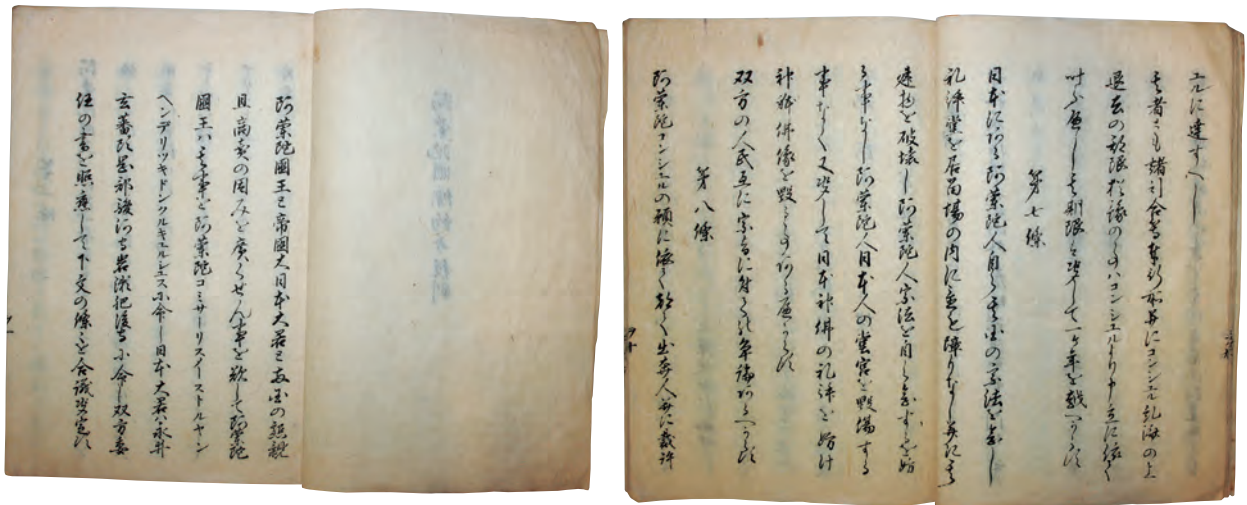
26. 太政官布告禁令

1868(慶応4)年5月
 島原城(島原市)

太政官が布告したキリシタン禁制に関する法令。これにあわせてキリシタン訴人へ褒美を与えると明記されており、キリシタン褒賞制を明文規定したものである。

Law prohibiting Christianity by *Dajokan*

The *Dajokan* (a governor) issued a decree prohibiting Christianity. It clearly states that Christian accuser will be rewarded by the government.



27. 阿蘭陀国条約並税則

1858(安政5)年写
西南学院大学博物館

1858(安政5)年に締結された日蘭修好通商条約の写し。日本側は永井尚志、岡部長常、岩瀬忠震、オランダ側はドンケル・クルティウスによって調印された。全11条、税則7条からなり、第7条には居留地への礼拝堂建立と日蘭双方の宗旨に関して争論しないことが記されている。

Treaty between the Netherlands and Japan, 1858

コラムⅢ 島原の復興と高札撤去

島原・天草の乱により、荒廃した島原藩を立て直すために、高力摂津守忠房が藩主として就任する。高力忠房は、人心安定を図るために、領内の神社仏閣を復興し、またあらたに創建するなど人民の精神的支柱を整えた。他領の住民を島原に招致したり、荒廃農地を復興させるために租税免除などをおこなった。この一方で、宗門改や寺請制度が実施され、さらに踏絵がおこなわれるなど、キリシタン政策もおこなわれていく。市中には、キリシタン高札が建てられ、訴人の褒賞やキリスト教禁制の周知徹底が図られた。キリスト教禁制は、日本の国是とされ、この体制は1873(明治6)年のキリシタン高札が撤去されるまで、維持されていくことになる。キリシタン高札が撤去された背景には、外圧によるところが大きかった。日米修好通商条約では、踏絵を廃止、さらに日蘭修好通商条約では礼拝堂建立の許可が盛り込まれた。また、岩倉具視をはじめとする遣欧使節団が、日本の宗教問題によって外交交渉が進まなかった事情もあり、日本国内でのキリスト教徒への処遇改善が求められた。その結果、キリシタン高札が撤去されることとなり、キリスト教の信仰の自由が認められるに至ったのであった。

西南学院大学博物館学芸員 安高 啓明

発掘遺物が語る原城の姿

原城跡では、多量の陶磁器が出土している。国内産では唐津系陶器が主で、肥前磁器の製品が多い。貿易陶磁器では、青花の器種のもの、中国系窯のものが多い。また、東南アジア産の製品も含まれるなど、原城を拠点とした当時の文物の行き交いがわかる。

原城跡発掘遺物 ～貿易陶磁器～



[参考]原城跡遠景



30. 貿易陶器 華南三彩貼花文五耳壺

南島原市教育委員会

中国華南(福建・広東地方)産で、緑・黄・紫などの鉛釉で彩った陶器である。一般には交趾焼と知られている。

Ceramics obtained through foreign trade

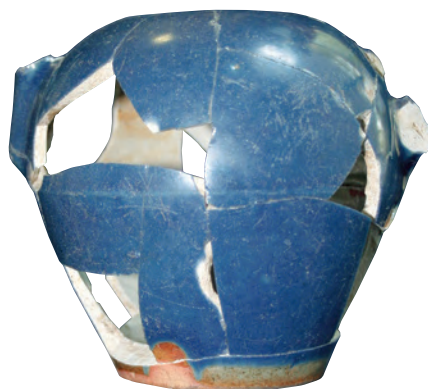


29. 貿易磁器 安平壺

南島原市教育委員会

台湾のアンピン周辺で多く発見されたことからこの名称となった。日本では、長崎、平戸、天草、堺で出土例がみられる。

Porcelain obtained through foreign trade



31. 貿易磁器 青磁

南島原市教育委員会

Porcelain obtained through foreign trade



32. 貿易磁器 青磁

南島原市教育委員会

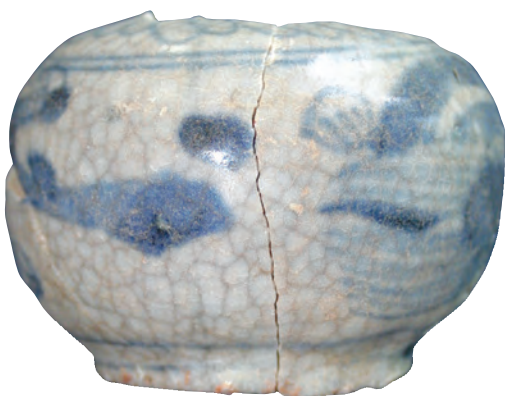
Porcelain obtained through foreign trade



33. 貿易磁器 白磁

南島原市教育委員会

Porcelain obtained through foreign trade



34. 貿易磁器 白磁

南島原市教育委員会

Porcelain obtained through foreign trade



35. 貿易磁器 白磁

南島原市教育委員会

Porcelain obtained through foreign trade

原城跡発掘遺物 ～貿易陶磁器～



36. 貿易磁器 白磁

南島原市教育委員会

Porcelain obtained through foreign trade



37. 貿易磁器 白磁

南島原市教育委員会

Porcelain obtained through foreign trade



38. 貿易磁器 白磁

南島原市教育委員会

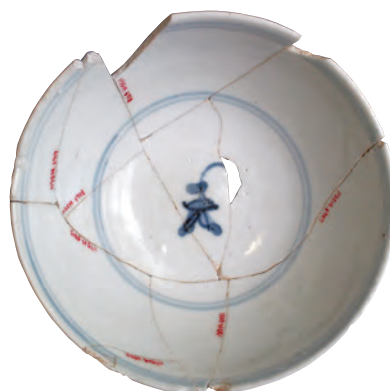
Porcelain obtained through foreign trade

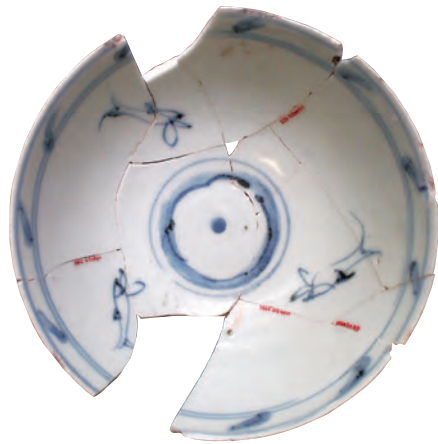


39. 貿易磁器 白磁

南島原市教育委員会

Porcelain obtained through foreign trade





40. 貿易磁器 白磁

南島原市教育委員会

Porcelain obtained through foreign trade



41. 貿易磁器 白磁

南島原市教育委員会

Porcelain obtained through foreign trade

42. 貿易磁器 白磁

南島原市教育委員会

Porcelain obtained through foreign trade

原城跡発掘遺物 ～国産陶磁器～



43. 国産陶器

南島原市教育委員会

Japanese earthenware



45. 国産陶器

南島原市教育委員会

Japanese earthenware



44. 国産陶器

南島原市教育委員会

Japanese earthenware



46. 国産陶器

南島原市教育委員会

Japanese earthenware



47. 国産陶器 黒唐津素麵手茶碗

16世紀末～17世紀初
南島原市教育委員会

Japanese earthenware



48. 国産磁器 白磁

南島原市教育委員会

Japanese porcelain



49. 国産磁器 白磁

南島原市教育委員会

Japanese porcelain

不照握現様宗門御定
切支丹之法を死に顧みず入るも不
水入る處地也況身も亦血肉かしく
死に為るは成佛也立地かす天下に
實に邪宗の法也

論 考



島原天草一揆の矢文

早稲田大学教育・総合科学学術院
准教授 大橋 幸泰

1 二つの性格

島原天草一揆(1637～1638)は、幕藩体制成立期の矛盾が大きな規模で表出した最初の事件として知られている。この一揆をめぐる議論としては、古くから、経済闘争か、宗教戦争か、という問題がある。戦後歴史学では長い間、この一揆の本質は領主による厳しい収奪から引き起こされたものであるとし、一揆勢がキリシタンのもとに結集したように見えたとしても、それは副次的な問題にすぎないとする評価が一般的であった。これは島原天草一揆を経済闘争と見る見方である。

これに対して、近年の研究ではこのようなキリシタン外皮論を批判し、この一揆を宗教戦争と見る見方に傾斜しつつある。

この一揆は、厳しい禁教政策に屈して一度棄教した者が再び信仰を表明した、「立帰」りキリシタンによる蜂起であったことはよく知られている。しかし、自ら進んで「立帰」るばかりでなく、信仰強制の上、参加強制が発動されて加わった者も少なくなかった。キリシタン禁制という幕府の宗教政策の前提には、16世紀後期から17世紀前期にかけて、キリシタンが広まった地域社会におけるキリシタンと非キリシタンの激しい抗争があり、この一揆がその帰結であったと見るならば、これはまさに宗教戦争である。この見方は、一揆勢が内乱誘発を企図するとともに、ポルトガルの援軍を期待していた、とする指摘とも呼応している。

この一揆は経済闘争か、宗教戦争か、どちらにもそれなりの根拠がありそうだが、そもそも二者択一的な議論でいいのかという素朴な疑問がある。従来の研究においても、最初は経済闘争であったのが、次第に宗教戦争としての色彩を強めていった、というような、両者を融合した評価ももちろんあったが、ここではそれとはやや異なった角度から、一見矛盾している要素を丸ごと受け止めてみたい。原城籠城中の一揆勢とそれを取り囲んだ幕府軍との間で交わされた矢文を材料に、この問題を考えてみる。

2 矛盾する矢文

一揆の史料はほとんどが権力側の記録である。この一揆に限らず、“敗者”の側がまとまった形で自分たちの声を残すことはまれであるから、一揆勢が直接記録した史料がほとんどないのは不思議ではない。

しかし、一揆勢が残した記録は皆無ではない。原城籠城中の一揆勢から幕府軍に対して放たれた矢文がそれである。ただし、現在伝えられている複数の矢文には、正反対の内容のものがある。この矛盾をどう考えるか。この矢文を材料に一揆勢が何を求めて蜂起したのか検討するためには、厳密な史料批判が必要である。

寛永15年1月中旬頃、幕府軍の責任者である「松平伊豆守」(松平信綱)から「原城中」に宛てて、一揆

勢へ問いかける矢文が放たれた。そこには「天下ニ恨有之哉、又長門(松倉勝家)一分の恨有之哉」(鶴田倉造編『原史料で綴る天草島原の乱』本渡市、1994年、707頁。以下、ページ数は同書のそれを示す)とあり、信綱は今回の一揆勢の意図について、幕府に恨みがあるのか、領主に恨みがあるのか、と一揆勢に問いかけたのである。

これに対して、一揆勢から幕府軍へ送り返された回答と思われる矢文には、矛盾する複数の回答が存在する。一つは、領主の苛政への恨みから蜂起したのだとするものである。「天野四郎」の署名で「松平伊豆守」に宛てた矢文には、「高免被仰付……難納所仕」「責て長門守殿へ一通之恨申畢」(715頁)とあり、高い年貢を命じられて納入することが困難となった、せめて領主松倉勝家に一通りの恨みをほらしたいという。

一方、キリシタン禁制さえ解除してくれればよいとするものもある。1月13日付で「城内」から「御上使様」に宛てた矢文には、「従天下様数ヶ度御法度被仰付、度々致迷惑候」(714頁)とあり、幕府から何度も禁教の法令が出されて迷惑であったという。また、別の矢文には、「宗門に御かまい無御座候へハ、存分無之候」(715頁)とか、「宗旨ニ御構無御座候へハ、何も御恨之事無之候事」(755頁)などがあり、キリシタンの信仰を許してさえくれればほかに望むことはないという。

前者の領主への恨みを表明している矢文を根拠にすれば、この一揆の原因は領主苛政となり、後者のキリシタン信仰の許容を求めている矢文を根拠にすれば、この一揆の原因はキリシタン禁制という宗教政策となる。どちらが一揆勢の意識を正確に伝えているだろうか。

実は矢文に関しては、幕府軍関係者の手紙のなかにも記録がある。たとえば、寛永15年1月16日付で熊本藩士が国元の家老に宛てた手紙のなかで、一揆勢からの矢文には「宗門の儀ニて加様ニ籠い申候」(740頁)と書いてあったとある。このように、先の一揆勢の矢文のうち、キリシタンを禁止されたからこのような蜂起にいたったとする矢文について触れている手紙は存在する。しかし、厳しく収奪する領主に恨みがあるとするほうの矢文に言及している手紙は、管見の限りではない。これにより、領主苛政を批判する矢文が存在しなかったことにはならないが、少なくともキリシタン禁制への不満から蜂起にいたったとする矢文のほうは、その存在が確認されたことになる。

3 一揆集団の多様性

実際、史料に「百姓共きりしたん俄ニ立あかり」(36頁)とあるように、一揆を通じて幕藩権力はこれをキリシタン一揆として認識していた。特に、自領内に飛び火することを極力警戒しており、一揆が収束するまでそれは変わらなかった。

しかし、一揆後の記録では、一揆の原因は領主苛政に一元化されていく傾向が見いだせる。たとえば、松倉家を中心に描いた一揆の記録である「嶋原一揆松倉記」では、その末尾に、さきほど矢文の検討の冒頭で見た、「原城中」宛ての「松平伊豆守」の矢文と、領主に恨みがあるとする、「松平伊豆守」宛ての「天野四郎」の矢文をセットで掲載して締めくくっている。また、「嶋原状」と表題のある寺子屋の手本には、細部に異同があるものの、基本的には同じく右の二通の矢文がそのまま含まれている。さらに、19世紀初期に編纂された、被処罰大名を編年で列記した『廢絶録』や幕府正史の『徳川実紀』では、領主苛政を強調している。

このように、この一揆に対する幕藩権力の認識としては、一揆最中と一揆後で大きく変化したことが認められる。すなわち、キリシタン禁制への不満から起こったという認識から、領主苛政への不満から起こった、という認識へと、大きく転換したということである。

だとすれば、領主の厳しい収奪に恨みがあるとする矢文について記録している幕府軍従軍者の手紙は確認されていないのであるから、そうした内容で記されている「松平伊豆守」宛ての「天野四郎」の矢文は偽文書ではないか、との疑いが浮上してくる。領主に責任を転嫁するため意図的にこの矢文を偽

造した、ということである。ますますこの一揆はキリシタン一揆であるように見えてくる。

しかし、実は領主に恨みがあるとする趣旨の矢文はほかにも存在する。讃岐國小豆島の壺井家文書に伝わる矢文がそれである。この史料は、先の「松平伊豆守」宛ての「天野四郎」の矢文より詳細に、徹底して松倉重政・勝家二代にわたる苛政を糾弾している。日付・差出人・宛名とも欠いており、漢字かな交じりで決して読みやすい字ではないが、それがかえって緊迫した戦場の雰囲気を与えている。

この矢文では、キリシタンの信仰については、貧しいものに施しを与えてくれると聞いたから入信したのであって、將軍の命令ならば棄教してもかまわないと述べている。しかし、二代にわたる松倉氏の苛政は許すことはできないとし、勝家の首を見せてくれたならば死罪となってもかまわないという。

なぜこのようなものが、島原から遠く離れた小豆島の地方文書から発見されたのか。幕府領であった小豆島では、一揆鎮圧のための幕府軍を移送する水主として、多数の百姓が動員された。そのなかの一人が一揆後、持ち帰ったという可能性が考えられる。

問題はこの矢文が本物の矢文かどうかということであるが、小豆島村役人(坂手村年寄)の壺井家の文書群から偶然発見された経緯から考えると、これが偽文書とは考えにくい。もしこれが後世に創作されたものであったとすると、逆にその意図が問われることになる。幕府文書や藩政文書に紛れていたものであったならば、すべてを領主である松倉氏に責任を転嫁する意図で創作されたものであるとの説明も可能かもしれないが、地方文書に紛れていた事実からすれば、偽文書が創作された意図を説明することは困難である。また、内容的にも事実と符合しない部分はほとんどなく、十分信用できる。

したがって、先の「松平伊豆守」宛ての「天野四郎」の矢文そのものが実際に矢文として放たれたものかは不明であるが、領主苛政に対する不満から一揆に参加した者もいたと考えるべきではないか。一揆勢の要求はキリシタン問題だけに限定できない、というのがここでの結論である。だとすれば、領主苛政への不満とキリシタン禁制への不満は、どちらが主でどちらが従とも断言できない。矛盾する矢文の存在は、一揆参加者の多様性を示していると考えたほうが実態に近いのではなかろうか。

一揆勢の要求が一つに限定できないのであれば、一揆勢を構成する人びとも一律に性格規定できない。一揆には、殉教を望んで参加した者もいれば、その後も生きるために参加した者もいるし、自らの正当性を主張して加わった者もいれば、参加を強制されてやむを得ず加わった者もいる。一揆勢は混成集団であった。そのような多様な集団の紐帯になったのが、キリシタンという神威である。そのような神威のもとに、混成集団としての一揆勢は正当性を帯びた集団となって幕藩権力に抵抗したのである。

【参考文献】

服部英雄「原城発掘」(荒野泰典編『日本の時代史14 江戸幕府と東アジア』吉川弘文館、2003年)

神田千里『島原の乱』(中央公論新社、2005年)

川野正雄『瀬戸内 小豆島』(名著出版、1987年)

大橋幸泰『検証 島原天草一揆』(吉川弘文館、2008年)

島原・天草の乱前後における 江戸幕府禁教政策

西南学院大学博物館
学芸員 安高 啓明

はじめに

江戸幕府は、キリスト教をはじめとする宗教政策を実施していくにあたって、いくつかの普遍的な「大法」を発布している。具体的に挙げれば、国内向けとしては「武家諸法度」、対外的には「寛永鎖国令」である。先例踏襲の江戸時代において、これらが幕府の国是として掲げられたことは、原則として倒幕しない限り撤廃されることのない政策といえよう。また、幕府の禁教政策のあり方も経年により、その姿を変えている。その画期と位置付けられるのが、島原・天草の乱である。幕府に宗教一揆と是認された島原・天草の乱以降は、禁教政策のあり方も実の部分を持ってきており、次第に厳しさを増していく。こうした禁教政策の実施の背景には、幕府による綿密な法整備が行なわれていた。本稿では、乱前後における禁教政策の変遷を概観していくなかで、島原・天草の乱の位置付けを行なっていければと思う。

1 禁教の動き

1587(天正15)年に豊臣秀吉により出された伴天連追放令をはじめとする禁教政策は、徳川家康にも基本的に引き継がれている。むしろ、秀吉時代よりも厳しくなったという見方をすることができる。徳川家康は、日本が「神国」であることを全面的に出し、キリスト教とは相容れない「国柄」であることを強調している。これは、豊臣秀吉自身が、伴天連追放令のなかで、日本は「神国」であることを示していることと共通している概念である。他方、豊臣政権はキリスト教の「布教」を規制したことに対して、徳川政権は「信仰」そのものを禁止していることは大きく異なる点である(村井早苗『キリシタン禁制の地域的展開』岩田書院、2007年)。家康のこうした思想の背景には、1612(慶長17)年の岡本大八事件などがあったものと推察される。徳川政権がキリスト教の信仰自体を禁止することを打ち出したことによって、幕府の禁教政策は本格化してくることになる。これをあらわすように、1619(元和5)年や1622(元和8)年には、長崎で大規模な処刑が行なわれ、多くの宣教師やキリシタンが殉教している(元和の大殉教)。

各地でキリシタン弾圧が行なわれるなか、1626(寛永3)年頃には長崎で「踏絵」が実施される。長崎で始まった踏絵は、九州各地に広がりを見せ、肥後藩では1635(寛永12)年、大村藩では1657(明暦3)年に行なわれ、これが次第に小倉藩や島原藩、豊後の諸藩でも行なわれるようになった(清水紘一『キリシタン禁制史』教育社、1981年)。各地域で行なわれた踏絵は、長崎奉行所から貸し出されている。長崎奉行所には宗門蔵があり、通常ここで保管されていた。この宗門蔵は白洲に隣接して建てられており、踏絵以外にもキリシタン取り締まりで没収したものなどが保管されている。また、漂流民が白洲に出廷する際には、宗門蔵で踏絵が行なわれている。

この一方で、禁教の法整備も進められていく。1616(元和2)年には、「伴天連宗門御制禁奉書」が老中連署で出されており、「伴天連之門徒之儀、堅御停止」(『徳川禁令考』前集四所収)と明記されている。

また、1635(寛永12)年の長崎制札の第一条には、「伴天連日本江乗渡事」が禁制として挙げられており、国内におけるキリスト教禁制の流れが出来上がった。1663(寛文3)年「武家諸法度」には、「耶蘇宗門之儀、於国々所々弥堅可禁止之事」(『御触書寛保集成』所収)とあり、切支丹宗門の禁止が諸大名に伝達されることになった。「武家諸法度」は、諸大名を統制するために制定されたものであるため、大名はこれを第一に遵守するものとして伝えられた。「武家諸法度」に明記されたことは、国内における絶対的法規として、キリスト教禁制は連綿と続いていくことになったのである。

2 一揆勢の倫理書「四郎法度書」

寛永年間からキリシタン禁制が強められていくなかで勃発したのが、島原・天草の乱(島原・天草一揆)である。島原・天草の乱が終結後に、第五次寛永鎖国令が発布されたり、単行法として禁教令の布告が相次ぐなど、キリシタン禁制を考える上で、画期となる事件であった。松倉氏の苛政もあっただろうが、幕府側の一方的な法規制に対して、原城に籠城するという抵抗形態は、島原・天草の乱の性格を象徴するものといえよう。

近年行われている原城発掘の成果などからも、原城に立て籠もった人たちはキリスト教という宗教的結合を以って、組織化していたことは容易に想像できる。原城跡から発掘された数多くの十字架やメダイはそれを物語り、なかには「逆さ十字架」と思われるものも出土している。反幕府権力として立ち向かった彼らも、原城立て籠もりにあたって行動規範ともいえる規則を定めていた。「益田四郎ふらんしすこ」の署名で出された「四郎法度書」(永青文庫所蔵)がこれにあたり、全八ヶ条から構成される。益田時貞が自分の意思で書いたかどうかは不明としながら、一揆の指導者がどのような論理で、一揆集団をまとめていたかを示す資料(大橋幸泰『検証島原天草一揆』吉川弘文館、2008年)として、よく紹介されている。

「四郎法度書」は、細川忠利の三月二十三日書状にも「きりしたんの四郎法度書出候間」とあることから、その存在を認めることができる。この内容を見ると、宗教色が強く、宗教倫理、しいては一揆勢の行動規範と位置付けられるものとなっている。第一条には、原城に籠城しているものは罪深きもので、後生が助かるかわからないが、デウスの「御慈悲」によって籠城を許されたとある。第一条により、島原・天草の乱が、デウスへの「御奉公」を前提とした戦いであることを提示することで自らの行為を正当化し、一揆勢の結束力を強めるものとして打ち出されたといえる。この「四郎法度書」が、倫理書の域を出ないのは、具体的な処罰規定をみないためである。第六条には「天狗の法」、第七条に「法度」という文言はみられるものの、これに背いた場合の明文規定をみないのは、「法度」として個人を拘束するには具体性を欠いている。別紙で別則もみないことから、軍法規律というレベルにはなく、内容からみても「益田四郎」名で出された倫理書として位置付けるのが無難であろう。

「四郎法度書」の冒頭には、「不及申候へ共、為存知寄儀ニ候間、一ツ書を以申渡候」とある。これが示すように、原城に籠城したもものたちには、当然認識されている内容で言うまでもないことであるが、再確認の意味合いを以て、一書き形式で申し渡すとある。つまり、一揆勢の集団的意識は「四郎法度書」に集約されるといえる。これが再確認の意味合いで出されているところは、籠城してからの一揆勢の動揺がみられるとともに、組織力の強化を図った動きが看取される。つまり、規律として出されたというよりも、一揆行為を正当化する概念提示をおこなったのである。

3 寛永鎖国令にみる禁教政策

江戸幕府が、キリスト教禁制を軸にすえ、対外的法規として制定したのが「寛永鎖国令」である。「寛永鎖国令」は、1633(寛永10)年から1636(寛永13)年、1639(寛永16)年と五次にわたって発布されるが、

この内容の要点を挙げれば、次の三点になる。第一に、キリスト教の布教、信仰の禁止、キリシタンや宣教師の取り調べ、第二に、外国船貿易の制限、第三に日本人の海外往来の禁止である。第一次鎖国令から第五次鎖国令まで共通する条目として、以下のものが挙げられる。

一伴天連之宗旨有之所江ハ、兩人より申遣し、可遂穿鑿事(四条)

一伴天連訴人褒美之事(五条)

上之訴人ニハ銀百枚、其より下ニハ其忠にしたかひ可相計事

一伴天連之宗旨弘候南蛮人、其外悪名之者有之時ハ、如前々大村籠ニ可入置事(七条)

一伴天連之儀、船中之改迄、念入可申付事(八条)

この四つの条目は、「寛永鎖国令」のなかからキリシタン禁制について抽出したものになるが、これを見ると、キリシタン取り調べにあたっての規則と訴人褒賞制、事後処理の内容となっている。第四条では、宣教師がいたところに兩人を遣わして、穿鑿をおこなうとある。ここでの兩人とは、長崎奉行のことであり、1633(寛永10)年では曾我又左衛門、今村伝四郎、1635(寛永12)年では榭原飛驒守と仙石大和守になる。この条目を以て、伴天連、しいてはキリシタンがいた地域には、長崎奉行の管轄として、これに対処することを可能としたのである(拙稿「長崎奉行の司法管轄」、森安彦編『地域社会の展開と幕藩制支配』名著出版、2005年)。

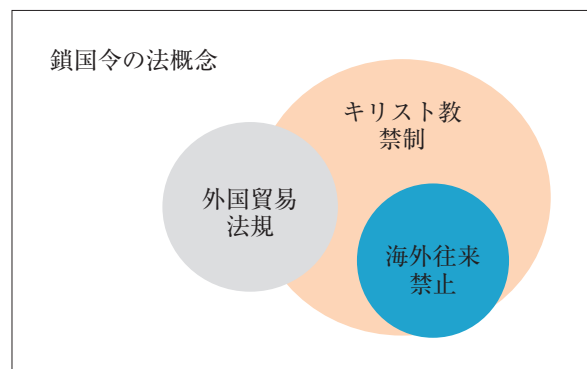
第五条は、キリシタン褒賞制を条文化したものにある。キリシタン褒賞制は、1618(元和4)年に長崎で始められたとされ、銀の延べ棒が置かれた「囑託銀」は効果的だったとの指摘をみる(清水紘一『キリシタン禁制史』前掲書)。ここでの褒賞額は、上限が設けられているが下限が不明瞭である。その額は、1635(寛永12)年の京都所司代板倉重宗の発布によれば、伴天連で銀100枚、イルマンで50枚、キリシタンで30枚だったと思われる。

第七条は、キリスト教を広めた南蛮人や悪名高き者がある時は、以前からの通り、大村の牢屋にいとある。大村藩の牢屋で長崎の罪人を収監することは多く、キリシタンのものもこの例に従った処置といえよう。また、第八条は、伴天連のことは、船中にて改め、これを入念するようにとある。いわゆる船中改であり、抜荷犯や漂流民にも適用されていた。この第八条は、宣教師をはじめとするキリシタンを、日本には上陸させないことを本旨としており、鎖国令の本質を反映する条目といえよう。

寛永鎖国令のなかから、キリシタン条目を取り上げたが、これはほかの鎖国令の条目ともリンクしてくる。例えば、日本人の往来を禁じている条文は、先にあげた四項目に抵触するものである。貿易に関する規定にも同様のことがいえ、寛永鎖国令の構成要素は、キリスト教禁教を基軸にすえたものであり、これを図化すると、下記ようになる。

キリスト教禁制を基本原則としながら、その範疇として日本人の海外往来禁止が包含される。海外往来禁止の条文は、日本人以外はキリシタンであることを前提とした概念になる。そして、日本以外はキリスト教国であり、これから渡航する人はキリシタンと接触する可能性があるという認識により、幕府は往来を禁じたのである。これに付随して、外国貿易に関連する法規があるが、諸外国と接触する貿易行為には、キリスト教信者との

接触の可能性が潜んでいた。つまり、外国貿易法規は、キリスト教禁制と通常の貿易仕法を含んだ法概念になる。「寛永鎖国令」という同法令内において、これらを規定することによって、対外的にも幕府政策を示唆することにつながったのである。こうした鎖国令の法概念が、漂流民の対処などにも準用され、今後の幕府法においても踏襲されていくことになったのである。



4 キリシタンの取り締まり

島原・天草の乱の終結にともない、寛永鎖国令が制定されるなど、幕府はキリスト教禁制の政策に対する法規制を整えていくことになる。島原・天草の乱を機に、長崎奉行が長崎常駐化になったことは、幕府の禁教政策を象徴するものであろう。また、長崎奉行の常駐化は、キリスト教禁制を通じて、西国諸藩に幕府の影響力を与えるための処置ともいえよう。他方、幕府の貿易業務を長崎に指定したことで、長崎奉行は、寛永鎖国令の法概念のもと、一層強い権限を有していくことになった。

貿易国である、オランダ・中国に対しても、キリスト教を布教しないことを条件に交易し、これは貿易品目にも制限を加えている。キリスト教関連書籍は、禁書として取り扱われ、この書物改には僧侶を充てるなどして厳正に対処された。これらのことは、オランダ通詞、唐通事を介してオランダ、中国側にも伝達し、周知徹底を求めた。国内に対しても長崎奉行の管轄によって、キリシタン容疑のあるものは取り調べられ、その嫌疑が明らかにされている。多数のキリシタンが検挙された「崩れ」なども起こってはいるが、幕府の禁教政策は順調に進んだものと考えられていた。これを表すように、1686(貞享3)年の覚(『教令類纂』切支丹之部所収)には、次のようにある。

切支丹宗門改の儀累年御制禁今以其通ニ御法度ニ被仰出候、然処ニ以前九州筋より年々切支丹尋出候得とも近年ハ壹人も出不申候、自然ト御法度もゆるかせにも可罷成哉と被思召候間領内弥無油断せんさく相改候様ニ在所江可申遣事

これによると、キリシタン宗門改のことで毎年禁制の法度がでていた上、以前、九州からは年々、キリシタンではないかという尋ねがあったが、近年では一人も出ていない。そのため、次第に法度もいいかげんになってしまうものと思われるので、今後は領内で一層油断なく取り調べをするようにと申し遣わすとある。この定により、幕府の禁教政策の成果と、今後も引き続きキリシタン禁制の強化を図る幕府の姿勢が看取される。1660年代から本格化した宗門改などの成果を幕府が認めたともいえようが、これまで施行してきた禁教政策が有効であったことを幕府はここで改めて認識することになったのである。

おわりに

徳川家康が、豊臣秀吉よりも禁教の幅を広げたことにより、キリシタンにとっては苦境に立たされることになった。日本は神国であるという徳川政権の認識が、排耶蘇の動きを強めることになったのである。そうしたなかで生じたのが、寛永鎖国令の制定である。

江戸幕府の政治指針であり国是である「鎖国」は、寛永鎖国令を以て概念定義がなされていく。いわば、対外的な問題に対して、キリスト教禁制という原則を盾にその周辺問題にも対応していたのである。このような、法概念をもつ寛永鎖国令が、全国的に発布されたことによって、キリシタン取り調べを行なう長崎奉行の地位を確立させることとなり、これを通じて幕府の影響力を常時、藩にも及ぼすことになったのである。また、「武家諸法度」によって、国内における禁教政策の徹底も図られたのである。

第五次寛永鎖国令を出すひとつの契機となったのが、島原・天草の乱である。「四郎法度書」をもとに、籠城した一揆勢を幕府が鎮圧したことで、その後幕府が禁教するにあたっての正当性をここに求めたのである。「四郎法度書」がキリスト教の要素をもった倫理書であったことは、結果として島原・天草の乱をキリシタン一揆としてみなす後押しとなり、乱の最終的な認識をここに帰結させたのである。つまり、幕府からすれば、禁教政策をより強固なものとするための手段として、島原・天草の乱を有益に利用したものと思われる。幕府は、島原・天草の乱を転機に禁教をひとつの拠り所とした鎖国概念を形成し、禁教政策を基本とした対外的な法整備を進めていったのであった。

■島原半島とキリスト教関係年表

年次	事項	典拠
1543(天文12)	8月、ポルトガル人、種子島に来航、日欧交渉始まる。	【禁制】
1549(天文18)	7月、イエズス会宣教師フランシスコ・ザビエル、鹿児島に上陸。キリスト教の布教を始める。	【禁制】
1551(天文20)	10月、ザビエル、豊後からインドに帰る。	【禁制】
1556(弘治2)	4月、コスメ・デ・トレス、山口の会堂が戦火により消失したため、豊後府内に移る。	【禁制】
1559(永禄2)	11月、ガスバル・ピレラ上洛。この年、ルイス・デ・アルメイダ豊後府内に病院を建てる。	【禁制】
1560(永禄3)	5月、ピレラ、將軍義輝から境界保護の「禁制」を下付される。	【禁制】
1562(永禄5)	キリスト教が島原半島に伝わる。	【島原】
1563(永禄6)	6月、大村純忠受洗(バルトロメオ)、最初のキリシタン大名となる。	【禁制】
1564(永禄7)	島原領内の信者数が900人となる。	【島原】
1565(永禄8)	7月、三好義隆に伴天連追放の奉書が下される。ピレラ、ルイス・フロイス京都退去。	【禁制】
1569(永禄12)	4月、織田信長、フロイスに京都在住と布教を許可する。	【禁制】
1579(天正7)	7月、イエズス会巡察師アレシャンドロ・ヴァリニャーノ、来日して日本教会の改革に着手。	【禁制】
1580(天正8)	この年、有馬晴信が受洗(プロタシオ)。	【禁制】
1581(天正9)	島津氏が肥後に攻め込む。キリシタン保護の豊後から、キリシタン迫害の薩摩の領内に組み込まれた。	【島原】
1582(天正10)	1月、天正少年使節ローマへ出発。6月、本能寺の変。	【禁制】
1587(天正15)	6月、豊臣秀吉、伴天連追放令を発令する。	【禁制】
1589(天正17)	天草五党の小西行長への叛乱が起こる。11月末、天草五党が敗北。小西家の家臣となる。	【島原】
1590(天正18)	6月、ヴァリニャーノ、少年使節とともに来日して印刷機を伝える。これよりきりしたん版行始まる。	【禁制】
1592(文禄元)	島原半島の加津佐にあったコレジヨを天草の河内浦に移し、そこのノビシヤドを併せる。バードレ7名。イルマン43名(内日本人35名)。	【島原】
1597(慶長1)	12月、長崎でフランシスコ会士ら26人を処刑(26聖人殉教事件)。	【禁制】
1601(慶長6)	この年、徳川家康、宣教師の京・長崎居住を許可する。	【禁制】
1612(慶長17)	3月、家康、岡本大八事件を機として、キリシタン禁止を表明する。8月、家康、キリシタン禁令を布達する。	【禁制】
1614(慶長19)	10月、宣教師と高山右近をマカオ、マニラに追放。	【禁制】
1616(元和2)	寺沢広高が江戸幕府から「速やかに唐津に帰り、長崎の代官長谷川左兵衛藤広と相計りて伴天連等追放すべし」の命を受ける。	【島原】
1618(元和4)	重政、日之江城を廃し、島原森岳城を居城とするために着工。7年間にて成就。島原藩のスタートとなる。	【藩史】
1619(元和5)	10月、島原領内のキリシタン、法王パウロ5世からの宥罪慰問書に奉答文を出す。	【藩史】
1620(元和6)	8月、京都七条河原でキリシタン52人を処刑。	【禁制】
1622(元和8)	8月、平山常陳事件。	【禁制】
1623(元和9)	12月、宣教師ナバルコ捕らえられ、翌年に禁刑に処せられる。	【藩史】
1622(元和8)	7月、常陳、ズニガラを処刑。8月、長崎で宣教師ら55人を処刑(元和の大殉教)。	【禁制】
1623(元和9)	10月、原主水ら55人を江戸芝礼の辻で処刑。	【禁制】
1624(寛永1)	3月、スペイン船の来航を禁止。	【禁制】
1625(寛永2)	重政、將軍に会い、キリシタン禁制の厳重化の命を受け、弾圧策をとる。	【藩史】
1626(寛永3)	この年、水野守信、長崎奉行に就任。これより同地におけるキリシタン弾圧が強化される。	【禁制】
1627(寛永4)	キリシタンを極刑に処する。ついで雲仙の地獄にて殉教させる。以後、殉教者続出する。	【藩史】
1628(寛永5)	この頃、絵踏開始。	【禁制】
1629(寛永6)	この年、竹中采女正、長崎奉行となる。	【禁制】
1630(寛永7)	この年、天主教書籍の輸入を禁止。	【禁制】
1631(寛永8)	重政は公儀の許しを受け、ルソン征討を計画。キリシタン宣教の根拠地を攻略して南蛮人を駆逐するため。ルソンの状況を探らせに11月11日長崎からルソンへ向けて出発。翌寛永8年6月帰着。	【島原】
1631(寛永8)	呂宋遠征のため家臣出発。12月、重政死去し、子重次襲封する。	【藩史】
1631(寛永8)	領内の検地施行されるか。重次の領内諸政策厳重化する。年貢・小物成・運上物の徴収が細密化される。	【藩史】

年次	事項	典拠
1631(寛永8)	温泉岳地獄谷への最後の殉教となったのは、石田ビント神父、グチェレス、フランシスコ、カルヴァリオ三神父、ガブリエル修士、ベアトリス、マリアの7名である。これ以後竹中重次は温泉の地獄責めを中止した。	【島原】
1633(寛永10)	2月、第一次鎖国令。	【禁制】
1635(寛永12)	5月、日本人の出入国を禁止。この頃、寺請制全国的に実施する。	【禁制】
1636(寛永13)	1月、島津家久、琉球のキリスト教を禁止する。	【禁制】
1637(寛永14)	10月15日、加津佐村寿庵、檄文を島原・天草に発する。	【藩史】
	10月25日	10月25日、有馬村の民が、代官を殺害、村民蜂起して島原城に迫る。
	10月25日	島原・天草の乱が起こる
	10月25日	肥前島原藩松倉勝家の所領でキリシタンが蜂起。代官を殺害し寺社を焼く。
	10月26日	岡本正信、多賀主水、兵を率いて一揆勢と戦いながら島原へ帰還。一揆勢は別軍が島原城を攻撃するも、撃退される。
	10月27日	鍋島家老臣等、島原の乱を聞き鍋島頼朝等に兵を率いさせ、書を熊本老臣へ送る。
		細川家老臣島原の乱を聞き、飛脚を遣わして豊後府内駐在の幕府目付に報告。また、富岡城代三宅藩兵衛に乱の状況を問う。
		細川家老臣等、島原への応援要請の報告を受けて飛脚を豊後府内に遣わし幕府目付に報告。
		鍋島家家臣、使者を府内へ遣わし島原応援の指揮を請う。
	10月29日	佐賀の老臣らは話し合い、兵を島原接壤の地に出し、領内の守備を固める。
		佐賀の老臣、慰問使を島原城に使わす。
		肥後天草のキリシタンが蜂起。島原の一揆に応ずる。富岡城代三宅利重は救援を唐津及び熊本に要請。
		島津家久、兵を獅子島に派遣し豊後目付の指揮を請う。
	10月30日	佐賀の老臣、一揆暴動の状況を江戸に報告する。
		熊本留守役の老臣が島原一揆の状況を江戸へ報告。また、大坂町奉行首我古祐にも知らせる。
	11月1日	島原の老臣、使者を江戸に遣わして一揆暴動の状況を藩主に報告する。
	11月4日	佐賀老臣の賊状を江戸に報告する。
	11月6日	島原天草の急報が大坂に届く。
	11月7日	豊後府内目付牧野成純等、熊本佐賀の老臣たちに、一揆に関わる者が領内に入った場合は捕縛するように指示。
		天草郡富岡城代三宅重利、一揆蜂起の状況を豊後目付に報告する。
	11月8日	一揆勢、さらに同胞を集め島原山にたてこもり、益田時貞を首領にたてる。
	11月9日	島原の急報が江戸に達する。
		幕府、板倉重昌、石谷貞清を上使として肥前に派遣し、島原森岳城を封鎖し、兵を出させる。
		大坂城代が長崎代官に命じて佐賀にも援護を要請する。
		佐賀の老臣、島原の状況を江戸に伝える。
	11月11日	幕府、九州の諸大名に就封を命じ、松平平隆を派遣し島原の状況を視察させる。
	11月12日	細川忠利、一揆の様子を伝える。田中宗則ら、三倉村をとる。
	11月14日	寺澤堅高の家臣並河九兵衛、原田伊子、富岡城代三宅重利とともに一揆勢と戦うも、敗れる。九兵衛、重利等は死に、原田伊子は富岡城にたてこもる。
	11月18日	益田時貞、富岡城攻撃の態勢を整える。
	11月19日	原田伊子、富岡城下の市外を焼き、戦闘に備える。一揆勢が攻め寄せると、退けられる。
	11月22日	牧野成純、林勝正、島原に行き、城中を巡視し、高瀬に帰る。一揆勢、再び富岡城を攻める。しかし、城側の攻撃に敗れ、退却。
	11月23日	目付牧野成純が、熊本に命じ、島原城に米や大豆を輸送させる。
		板倉重昌、石谷貞清が筑後久留米に到着。
	11月24日	松倉勝家、島原城に帰る。
	11月26日	板倉重昌等、豊前小倉に到着。
	11月27日	島原天草一揆鎮定後の置ききとして老中松平信綱、大垣城主戸田氏鉄、肥前へ派遣する。
	11月29日	幕府、京都所司代、大阪城代に島原天草一揆の内容を伝える。
		板倉重昌ら肥前神崎に到着。
	12月3日	板倉重昌、神代に到着。
		益田時貞、原城を修築し、籠城の守備を整える。

年次	事項	典拠
1637(寛永14)	12月4日 松倉勝家、米穀を熊本に請求する。	【半島】
	12月5日 板倉重昌、石谷貞清、島原に到着。軍令三条を出す。	【半島】
12月6日 細川忠利の長子光尚、江戸より熊本に帰る。	【半島】	
12月7日 板倉重昌が兵を率いて原城に迫る。	【半島】	
12月9日 細川光尚兵を率いて天草に向かう。板倉重昌に島原出陣を請うも許されず、兵を撤退させる。	【半島】	
12月10日 板倉重昌が兵を率いて原城を攻めるが、完敗。	【半島】	
12月13日 牧野成純、林勝正等、天草より島原に向かう。	【半島】	
板倉重昌、細川光尚に水軍を出し、有馬海上を守備する。	【半島】	
12月20日 原城へ二度目の攻撃を行う。	【半島】	
12月29日 板倉重昌、元旦の出陣を決定、軍令を出す。	【半島】	
1月1日 板倉重昌、兵を率いて原城を三度目の攻撃。しかし多くの死傷者を出し、惨敗する。板倉も討死。	【半島】	
1月4日 松平信綱、有馬に着陣。	【半島】	
1月9日 オランダ船が原城を砲撃。	【半島】	
松平信綱、一揆勢に矢文をもって投降を勧告する。	【半島】	
1月18日 松平信綱、原城を砲撃。	【半島】	
2月1日 松平信綱、一揆勢に投降を勧告する。	【半島】	
細川鍋島両家、城壁に向かって坑道を掘り、城を崩そうとするが、失敗に終わる。	【半島】	
2月21日 一揆勢、城を出て、黒田忠之、寺澤堅高、鍋島勝茂の陣営を襲う。	【半島】	
2月24日 松平信綱、原城攻撃を2月26日と定める。	【半島】	
2月26日 大雨により、原城攻撃が2月28日に延期となる。	【半島】	
2月27日 鍋島勢が先駆けて原城を攻撃。	【半島】	
2月28日 原城、落城する。	【半島】	
細川忠利の臣、陣佐左衛門が益田時貞の首を獲る。	【半島】	
1638(寛永15)	9月、幕府諸国に訴人褒賞制を布達して公儀褒賞とする。	【禁制】
4月12日、松倉重次、所領没収され、高力忠房、島原城主となる。	【藩史】	
1639(寛永16)	7月、ポルトガル船に断交を通告(かれうた渡海禁止)。鎖国令の完成。	【禁制】
1640(寛永17)	6月、貿易再開の請願に米日したルイス・パエス・パチェコとその一行を長崎で処刑。	【禁制】
1641(寛永18)	高力氏、長崎警備役を勤しむ。幕府諸藩に島原移住民を命ずる。	【藩史】
翌年より以降、肥前国佐賀・肥後国等の九州地域や四国小豆島から移住する。	【藩史】	
1642(寛永19)	移住農民に作り取りの年貢免除策をとる。	【藩史】
1646(正保3)	この頃、江戸小日向にキリシタン屋敷がつけられる。	【禁制】
1647(正保4)	7月、ポルトガル船来航。	【禁制】
1655(明暦1)	12月11日領主高力忠房、参勤の帰途、京都にて死去。死去前三男正房に3000石分地したという。翌年に子高長3万7000石に襲封。島原領内27村と日見・茂木等の長崎周辺地4ヶ村の計31村を領する。	【藩史】
1657(明暦3)	11月、郡崩れ。大村藩で関係者608人を召捕。うち半死78人、斬首411人。	【禁制】
1659(万治2)	この年から、豊後の信者召捕を開始。	【禁制】
1664(寛文4)	11月、尾張で信者207人を処刑。幕府、諸藩・代官所に宗門改役の設置を義務づける。	【禁制】
1666(寛文6)	領内の検地施行。7月藩主高長、諫言した家老志賀玄蕃允を成敗する。	【藩史】
1667(寛文7)	この年、尾張藩で信者756人を処刑。	【禁制】
1669(寛文9)	6月8日丹波国福知山城主松平忠房、島原城主となる。所領高6万5900石余、島原領のほか豊後国東郡・豊前国宇佐郡を領する。忠房、9月に入国。翌年、家臣、福知山からすべて移る。	【藩史】
1671(寛文11)	10月、宗門人別改帳の作成を布達。	【禁制】
1672(寛文12)	天領肥後国天草郡砥岐組1300石余を3ヶ年限り預かる。	【藩史】
1673(延宝1)	5月20日イギリス船長崎入港、藩主長崎に赴きて検し、幕府に報告。	【藩史】
1674(延宝2)	2月、訴人、褒賞額を宣教師銀500枚とする。	【禁制】
8月3日、領内人口調査。半島全人口4万5687人。	【藩史】	
1675(延宝3)	天草郡砥岐組支配をやめ、大矢野組2600石を預かる。	【藩史】
1676(延宝4)	2月藩主忠房、長崎奉行とともに代官末次へ遺贈の密貿易事件の礼明に当たり、刑科を決する。	【藩史】
1682(天和2)	領内全人口調査。4万9131人。	【藩史】
1684(貞享1)	1月21日領内全人口調査。5万1486人。	【藩史】
1687(貞享4)	6月、キリシタン類族令を布達。	【禁制】
1695(元禄8)	6月、類族令を改訂。	【禁制】
1697(元禄10)	6月ジャガタラ船漂流、北串山金浜に碇泊。長崎に護送する。	【藩史】
1698(元禄11)	4月18日忠房致仕し、忠雄襲封する。忠房同13年10月に歿す。	【藩史】

年次	事項	典拠
1707(宝永4)	前年より領内検地を施行し、「島原大槪様子」にまとめる。「郷中諸事定書」を出す。米仲買問屋を指定し、問商仲買仲間の結成を公認する。	【藩史】
1708(宝永5)	8月、ヨハン・バプテスタ・シドッチ屋久島に潜入。	【禁制】
1709(宝永6)	11月、新井白石シドッチを訊問。	【禁制】
1720(享保5)	預ヶ地増加。肥前国佐賀郡600石、同高来郡2000石、肥後国天草郡2万7000石、同八代郡4石余の計2万4300石余の天領預り。	【藩史】
1723(享保8)	3月、諸国の人別を調査。	【禁制】
1746(延享3)	五ヶ年間の儉約令を出す。	【藩史】
1749(寛延2)	7月23日忠祇、宇都宮城主に転封され、宇都宮城主戸田忠盛、島原城主となる。村方条目四五条を布令し、規定を細密化し、また先代の村方年貢や集め船等の届出を提出させる。	【藩史】
1768(明和5)	預ヶ地天草が解任され、日田代官預りとなる。	【藩史】
1783(天明3)	8月9日肥後国天草郡2万3200石余、八代郡内4石余の計2万3204石余の預ヶ地。	【藩史】
1786(天明6)	3月、宗門人別長の寺社奉行提出を諸国に命じる。	【禁制】
1791(寛政3)	10月8日地震起こり、以後連日続く。	【藩史】
1792(寛政4)	4月1日大地震二度あって眉山が崩壊し、出水・津波起こり、被害甚大となる。	【藩史】
4月大地震を幕府に報告し、一時金2001両を借用する。	【藩史】	
4月27日藩主忠恕死去。7月忠馮襲封。肥後国天草・八代郡預ヶ地も前代同様。幕府、9月さらに1万両を10ヶ年返還にて貸す。	【藩史】	
1794(寛政6)	11月節約令を出すとともに棄捐令を出す。	【藩史】
1799(寛政11)	7月17日預ヶ地加増、豊後国大分郡内3100石、速見郡内1万1200石。	【藩史】
1808(文化5)	8月フェートン号事件起き、島原の長崎防備役の厳重化を要求される。	【藩史】
1819(文政2)	1月28日藩主忠馮死去。忠侯襲封する。	【藩史】
1822(文政5)	7月23日家臣の人口調査、3986人。	【藩史】
1832(天保3)	5月8日領内人口調査。島原11万6987人、二豊3万5535人。	【藩史】
1844(弘化1)	幕府、海岸防備の強化を命ず。7月オランダ船長崎入港につき守備兵を派兵する。	【藩史】
1845(弘化2)	7月イギリス船長崎入港、以後、異国船の入港頻発し、島原海岸防備体制の強化を命ずる。	【藩史】
1854(安政1)	3月島原城下海岸3ヶ所に砲台築く。この年、翌年、翌々年、外国船の長崎入港つづき、警備を強化する。	【藩史】
1858(安政5)	6月、日米修好通商条約を締結。絵踏廢止をもちこむ。	【禁制】
11月7日島原領内人口調査。島原12万8895人。二豊3万8791人と宇佐領1494人。	【藩史】	
1859(安政6)	6月28日藩主忠精死去し、忠淳襲封する。	【藩史】
1860(万延1)	6月2日藩主忠淳死去し、忠愛襲封する。	【藩史】
1862(文久2)	7月21日藩主忠愛死去し、忠和襲封する。忠和は徳川斉昭の16男で将軍慶喜と兄弟。	【藩史】
1863(文久3)	2月23日攘夷のため長崎茂木の防備の命を受ける。	【藩史】
4月11日農兵の制を設け、小浜・加津佐・有馬に置く。4月22日、藩庁の外庭に訓練場を造る。	【藩史】	
1864(元治1)	幕府、征長軍の出兵を命ず。島原領豊前高田に陣する。ついで12月小倉に至る。	【藩史】
1866(慶応2)	6月21日ふたたび長州征伐に出兵。	【藩史】
1867(慶応3)	3月預ヶ地を交換する。松浦軍が島原預りとなる。	【藩史】
1867(慶応3)	6月、浦上で信者召捕。	【禁制】
1868(明治1)	3月、新政府、「キリシタン邪宗門」の禁制を出す。	【禁制】
1869(明治2)	6月版籍奉還。島原藩知事に忠和任命される。	【藩史】
1869(明治2)	12月、長崎浦上の信者3400人余を各地に流す。	【禁制】
1869(明治2)	12月政府に島原藩領の状況、石高7万4820石、士卒人数、村民数等を報告。	【藩史】
1871(明治4)	4月、戸籍法施行。宗門人別帳改を廃止。	【禁制】
1871(明治4)	7月14日島原藩を廢し、島原権とする。忠和、知藩事を免ぜられる。	【藩史】
8月18日島原城、兵部省の所管となる。	【藩史】	
11月30日島原県を長崎県に合併し、島原に出張所が置かれる。	【藩史】	
1873(明治6)	2月、切支丹宗禁制の高札撤去。3月、浦上切支丹の釈放を命じる。	【禁制】

年表作成は、貞清世里(西南学院大学大学院国際文化研究科博士後期課程)、早瀬憲子(西南学院大学大学院国際文化研究科博士後期課程)、吉村陽子(西南学院大学大学院国際文化研究科博士前期課程)、小林史奈(西南学院大学大学院国際文化研究科博士前期課程)、平川知佳(西南学院大学大学院国際文化研究科研究生)、下川大智(西南学院大学大学院国際文化研究科研究生)があつた。なお、下記の書籍を参考に作成し、典拠として略字で示している。また、本展覧会で特に関係しているものはゴジックで記している。
清水敏一「キリシタン禁制史」(教育社、1981年)【禁制】
助野健太郎「島原の乱」(東出版、1967年)【島原】
林銑吉「島原半島史」(長崎県南高来郡市教育会、1954年)【半島】
木村礎編「藩史大事典」九州編(雄山閣出版、1988年)【藩史】

■出品目録

番号	資料名	数量	時代	所蔵先	
1	東照大権現様宗門御定書	A Christian prohibitive law	1	1613(慶長18)年5月	島原城(島原市)
2	キリシタン鏝	The shell of Christian specifications	3		島原城(島原市)
3	象牙製マリア像	The image of Saint Mary	2		島原城(島原市)
4	マリア観音像	Mary Kannon	2		島原城(島原市)
5	メダイ	Medal	3		島原城(島原市)
6	ロザリオ	Rosary	1		島原城(島原市)
7	天草四郎肖像	Portrait of AMAKUSA Shiro	1	1929(昭和4)年	島原城(島原市)
8	天草一揆軍陣営図	Encampment around the Hara castle	1	江戸時代	島原城(島原市)
9	鉛弾	A large cannonball	1	江戸時代前期	南島原市教育委員会
10	鉄砲弾	The bullets	5	江戸時代前期	南島原市教育委員会
11	鉄砲弾(着弾痕)	The bullets	5	江戸時代前期	南島原市教育委員会
12	十字架	Cross	1	江戸時代前期	南島原市教育委員会
13	十字架	Cross	1	江戸時代前期	南島原市教育委員会
14	十字架	Cross	1	江戸時代前期	南島原市教育委員会
15	十字架	Cross	1	江戸時代前期	南島原市教育委員会
16	十字架	Cross	1	江戸時代前期	南島原市教育委員会
17	メダイ(ザビエル)	Medal	1	江戸時代前期	南島原市教育委員会
18	メダイ(キリスト像)	Medal	1	江戸時代前期	南島原市教育委員会
19	メダイ	Medal	1	江戸時代前期	南島原市教育委員会
20	ロザリオの珠	Rosary Beads	3	江戸時代前期	南島原市教育委員会
21	花十字紋瓦	Roof tile with cross design	1	江戸時代前期	南島原市教育委員会
22	指輪	Ring	2	江戸時代前期	南島原市教育委員会
23	鯨瓦	Decorated tile of shachihoko	1	江戸時代前期	南島原市教育委員会
24	原城紀事	Records of Harajo	12	1646(弘化3)年	西南学院大学博物館
25	宗門御改影踏絵帳	List of people who stepped Christian figures	11	1784(天明4)年～1863(文久3)年	西南学院大学博物館
26	太政官布告禁令	A Christian prohibitive law by Dajokan	1	1868(慶応4)年5月	島原城(島原市)
27	阿蘭陀国条約並税則	The treaty book that Netherlands and Japan	1	1858(安政5)年写	西南学院大学博物館
28	吉利支丹墓碑(レプリカ)	A Christian gravestone	1		南島原市教育委員会
29	貿易磁器 安平壺	Porcelain obtained through foreign trade	1		南島原市教育委員会
30	貿易陶器 華南三彩貼花文五耳壺	Ceramics obtained through foreign trade	1		南島原市教育委員会
31	貿易磁器 青磁	Porcelain obtained through foreign trade	1		南島原市教育委員会
32	貿易磁器 青磁	Porcelain obtained through foreign trade	1		南島原市教育委員会
33	貿易磁器 白磁	Porcelain obtained through foreign trade	1		南島原市教育委員会
34	貿易磁器 白磁	Porcelain obtained through foreign trade	1		南島原市教育委員会
35	貿易磁器 白磁	Porcelain obtained through foreign trade	1		南島原市教育委員会
36	貿易磁器 白磁	Porcelain obtained through foreign trade	1		南島原市教育委員会
37	貿易磁器 白磁	Porcelain obtained through foreign trade	1		南島原市教育委員会
38	貿易磁器 白磁	Porcelain obtained through foreign trade	1		南島原市教育委員会
39	貿易磁器 白磁	Porcelain obtained through foreign trade	1		南島原市教育委員会
40	貿易磁器 白磁	Porcelain obtained through foreign trade	1		南島原市教育委員会
41	貿易磁器 白磁	Porcelain obtained through foreign trade	1		南島原市教育委員会
42	貿易磁器 白磁	Porcelain obtained through foreign trade	1		南島原市教育委員会
43	国産陶器	Japanese earthenware	1		南島原市教育委員会
44	国産陶器	Japanese earthenware	1		南島原市教育委員会
45	国産陶器	Japanese earthenware	1		南島原市教育委員会
46	国産陶器	Japanese earthenware	1		南島原市教育委員会
47	国産陶器 黒唐津素麺手茶碗	Japanese earthenware	1	16世紀末～17世紀初	南島原市教育委員会
48	国産磁器 白磁	Japanese porcelain	1		南島原市教育委員会
49	国産磁器 白磁	Japanese porcelain	1		南島原市教育委員会

謝 辞

本展覧会開催ならびに図録編集にあたり、ご指導いただきました関係各位に、深く感謝の意を表します。

大石 一久 島原市教育委員会
大橋 幸泰 財団法人島原城振興協会
菅 弘賢 南島原市教育委員会
副島 義一 原城文化センター
田上 伸一
田上 順一
土橋 啓介
松本 慎二
吉田 俊典

(五十音順)

講演会

◎大学博物館第5回特別展関連公開講演会

期日：2009年6月27日(土)

時間：第1部 14時～14時30分

第2部 14時30分～16時

会場：大学博物館(ドージャー記念館)2階 講堂

講師：第1部 安高啓明氏(西南学院大学博物館学芸員)

第2部 大橋幸泰氏(早稲田大学教育・総合科学学術院准教授)

演題：第1部 「島原・天草の乱前後の江戸幕府禁教政策」

第2部 「近世人の島原天草一揆認識」

主な参考文献

林銑吉『島原半島史』(上)(中)(下)(長崎県南高来郡市教育会、1954年)

助野健太郎『島原の乱』(東出版、1967年)

片岡弥吉『日本キリシタン殉教史』(時事通信社、1979年)

煎本増夫『島原の乱』(教育社、1980年)

清水紘一『キリシタン禁制史』(教育社、1981年)

清水紘一『織豊政権とキリシタン』(岩田書院、2001年)

南有馬町教育委員会編『原城跡Ⅱ』(南有馬町教育委員会編、2004年)

南有馬町教育委員会編『原城跡Ⅲ』(南有馬町教育委員会編、2006年)

村井早苗『キリシタン禁制の地域的展開』(岩田書院、2007年)

大橋幸泰『検証島原天草一揆』(吉川弘文館、2008年)

長崎県南島原市監修『原城と島原の乱』(新人物往来社、2008年)

西南学院大学博物館 2009年春季特別展

九州のキリスト教シリーズ I
信仰とその証 -島原・天草の乱と天草四郎-

編 集 安高啓明
編集補助 小林史奈、貞清世里、下川大智、中松沙織
早瀬遼子、平川知佳、吉村陽子
発 行 西南学院大学博物館
〒814-8511 福岡市早良区西新3丁目13番1号
電話092-823-4785
発 行 日 平成21(2009)年6月20日
印 刷 株式会社 インテックス慶和



西南学院大学博物館

SEINAN GAKUIN UNIVERSITY MUSEUM

URL www.seinan-gu.ac.jp/museum/

西南学院大学

